

国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業実施要綱

1. 制度趣旨

国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業（以下「本事業」という。）は、海外の大学又は大学院（以下「大学等」とする。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）した外国人留学生の日本企業への就職を促進し、もって国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図ることを目的とする。

2. 概要

国家戦略特別区域内のみで実施されていた「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」が「海外の大学等を卒業等した留学生の就職活動支援に係る取扱いについて（通知）（令和3年9月27日、入管庁管第3866号）」により全国展開されたことにより、海外の大学等を卒業等し、一定の要件を満たす本邦の日本語教育機関に留学した外国人が、当該日本語教育機関を卒業等した後も本邦に在留し、当該日本語教育機関在籍中から行っている就職活動の継続を希望するとして在留資格変更許可申請等を行った場合には、当該日本語教育機関を卒業等した後、最大1年間に限り就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更等が許可されることとなっている。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業の実施を位置付け、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に掲げられた区域を管轄する地方公共団体（以下、「関係自治体」という。）が外国人留学生の支援等を行う場合に、日本語教育機関が「直近3年間において、在籍管理が適切に行われている」場合に対象とする要件を緩和し、「直近1年間において、在籍管理が適切に行われている」場合であれば、在留資格「特定活動」への変更等を可能とするものである。

3. 本事業の活用要件等

(1) 留学生の要件

- ア 海外の大学等を卒業等し、学士以上の学位を取得していること。
- イ 在籍していた日本語教育機関における出席状況がおおむね9割以上と良好であること。
- ウ 就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること（就職活動の継続のための在留資格「特定活動」で在留する場合においても、包括的な資格外活動許可は1週について28時間まで受けることが可能。また、インターンシップの場合などは、1週について28時間を超える個別の資格外活動許可を受けることも可能。）。
- エ 日本語教育機関在籍中から、本邦での就職活動を行っていること。
- オ 関係自治体の区域内を生活拠点とし、在籍していた日本語教育機関及び関係自治体と卒業等後も定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況及び資格外活動

の状況を報告するとともに、関係自治体等が行う外国人留学生の就職活動支援に関する情報など、就職活動に関する情報提供を受けること。

カ 日本語教育機関を卒業等した後も就職活動を継続することに関し、在籍していた日本語教育機関から推薦状を取得していること。

キ 関係自治体を実施する、就職活動継続に係る意欲等を判断する面接等の審査を受け、本事業の対象者として選定されたことの選定証明書を取得していること。

(2) 日本語教育機関の要件

ア 日本語教育機関認定法（令和5年法律第41号）に基づき、文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関に置かれた留学のための課程（以下、「認定日本語教育機関」という。）であること。

なお、令和11年3月31日までの間は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1に掲げる日本語教育機関であることをもって、本要件を満たすものとみなす。

イ 直近1年間において、在籍管理が適切に行われていること。

ウ 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく職業紹介事業の許可を取得若しくは届出を行っていること又は就職を目的とするコースを備えていること。

エ 在籍していた留学生の本邦における就職について、直近1年間において1名以上又は直近3年間において2名以上の実績があること。

オ 本事業を活用する留学生の就職支援のため、関係自治体とともに、当該留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動の進捗状況及び資格外活動の状況を確認するとともに、就職活動に関する情報提供を行うこと。

カ 本事業を活用する留学生が、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合には、関係自治体とともに当該留学生に対して適切な帰国指導を行うこと。

(3) 関係自治体の要件

関係自治体においては、以下のア～エの取組を行うものとする。なお、以下の取組を適切に履行できるよう、対象者として選定する留学生の数は、関係自治体において対応・管理可能な人数とする。

ア 留学生に対して面接等の適切な審査を行った上で本事業の対象者を選定し、選定証明書（別紙1）を発行すること。

イ 留学生が日本語教育機関在籍中から行っていた就職活動の状況やこれまで受けた就職支援内容について、日本語教育機関から情報共有を受けた上で、当該日本語教育機関とともに、当該留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動に関する進捗状況及び資格外活動の状況の確認、並びに就職活動に関する情報提供を行うこと。

ウ 本事業を活用する留学生が、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合には、日本語教育機関とともに当該留学生に対して適切な帰国指導を行うこと。

エ 日本語教育機関から本事業の日本語教育機関に係る要件に適合しているこ

との確認を求める申請があった場合には、日本語教育機関が上記（２）の要件を満たすことについて関係自治体を確認を行い、当該要件を満たしている場合にはその旨を証明する確認証明書（別紙２）を交付すること。

※ 認定日本語教育機関等が上記（２）の要件に適合していることが確認できる資料（別紙３）等を基に判断する。

4. 確認証明書について

上記３（３）ア・エの確認証明書は、地方出入国在留管理局において、外国人留学生が日本語教育機関の卒業等後も就職活動を継続するために「特定活動」への在留資格変更許可を申請した場合の審査において、留学生及び日本語教育機関が要件を満たしていることを判断するための資料となる。ただし、日本語教育機関が、確認証明書の交付を受けた後、本実施要綱３．（２）の要件を満たさなくなった場合には、この限りでない。

なお、当該確認証明書の有効期間は、交付の日から１年間とし、翌年度も本事業を活用する外国人留学生が想定される日本語教育機関は、翌年度に再度申請手続きを行い、確認証明書を取得するものとする。

添付物

別紙 1	対象留学生選定証明書（参考様式）	1 部
別紙 2	日本語教育機関の要件適合性確認証明書（参考様式）	1 部
別紙 3	海外の大学等を卒業した留学生の就職活動促進に関する日本語教育機関の要件適合状況について（参考様式）	1 部